

2020年度

(第4期)

事業報告

自 2020年4月1日

至 2021年3月31日

株式会社 日本貿易保険

事業報告

2020年度（2020年4月1日から
2021年3月31日まで）事業報告

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

イ) 総括

貿易保険は、日本企業の貿易等の対外取引において生じる、民間保険ではカバーできないリスクについて国の信用力と交渉力でカバーする保険です。日本経済の成長戦略や日本企業の国際競争力の確保のために必要不可欠な制度であり、経済危機や戦争などで一度に巨額の保険金支払いを迫られる可能性等に備え、諸外国においても貿易保険は国の事業として行われています。

我が国の貿易保険は、1950年の輸出信用保険法（現貿易保険法）成立以来、政府（経済産業省）が保険事業を担っていましたが、国際金融情勢の変化に伴い、2001年4月に独立行政法人日本貿易保険（Nippon Export and Investment Insurance ‘NEXI’）が設立され、貿易保険事業を運営することとなりました。その後、2017年4月に国の政策意図の反映など国との一体性を高めつつ、経営の自由度、効率性、機動性を向上させるため、政府全額出資の特殊会社（株式会社）に移行し、現在に至っています。

株式会社として4年目を迎えた2020年度は、事業環境において、新型コロナウイルス感染症による未曾有の危機（コロナ禍）が100年に一度とも言われるほどの規模で世界の社会・経済に深刻な影響をもたらし、国際的な貿易・投資にも大きな打撃を与えました。このように対外取引に伴う不確実性が大きくなる中、当社では、昨年12月に決定された国の「インフラシステム海外展開戦略2025」を受けて「LEADイニシアティブ」を創設し、カーボンニュートラルやデジタル分野等における産業競争力向上、価値共創パートナーとの国際連携、社会課題解決やSDGs達成に貢献する案件を積極的に融資保険で支援する方針を定め、これに取り組むとともに、重要な政策課題である「中堅・中小企業、農林水産業の海外展開支援」についても、取組みを強化して支援を拡大しました。

また、前期末に発生した新型コロナウイルス感染症に対する貿易保険の支援策として、当社は、当期においては新型コロナウイルス関連の損失を保険金支払の対象に認めたほか、医療関連物資の輸入支援の強化や海外子会社の運転資金の調達支援を行い、これら貿易保険の取扱いに関するQ&Aの公表等、新たな取組みを開始しました。

組織のガバナンス面においては、統合的なリスク管理の強化を目的として、リスク種類（保険引受リスクや市場リスク等）を網羅した重要なリスクの洗い出しと評価を実施し、統合的なリスク管理基本方針の策定に向けた検討を進めました。

なお、当期に発覚した外国債券の運用および保険料の誤徴収にかかる法令違反事実については、外部弁護士で構成される調査委員会によって徹底的な調査・検証が実施されました。2021年4月、当社に対して提出された調査報告書で指摘された問題点と改善策の提言を受けて、当社では法令遵守体制の一層の強化に向けた再発防止策を講じ、今後は再発防止と法令遵守を徹底するとの強い決意のもと、対策を着実に実施し、信頼回復に努めてまいります。（再発防止策については、後掲の「(4) 課題への対処 ハ) 法令遵守の徹底」をご覧ください。）

当期については、引受実績（当期中に引き受けた保険契約の保険金額の合計。以下同じ。）は、前期比4.1%増の6.1兆円となりました。新型コロナウイルス感染症拡大に対応して、海外事業を展開する日系子会社の資金需要に応えるため、融資保険を通じた運転資金調達の支援等により、海外事業資金貸付保険の引受実績は、前期比226.5%増と大幅に増加し、引受全体の約2割を占めました。他方、引受全体の約6割を占める輸出に対する貿易一般保険は、日本の輸出総額の落ち込みを背景に、前期比14.7%減となりました。

また、保険引受実績においては、このような跛行性が見られた中、保険料収入（保険料請求時に認識する元受収入保険料と受再収入保険料の合計額。以下同じ。）は、前期比24.4%減の約318.5億円（前期実績 約421.3億円）となりました。回収金を中心とする保険代位等収益は90.7億円（前期比58.9%減、前期実績 約220.9億円）、資産運用収益は125.7億円（前期比36.9%増、前期実績 約91.8億円）となりました。一方、非常事故による保険金支払の減少により、正味支払保険金は230.8億円（前期比59.6%減、前期実績 約570.6億円）、保険代位等費用は3.4億円（前期比57.5%減、前期実績 約8.0億円）となりました。営業費及び一般管理費は66.3億円となりました。これらの結果等により、異常危険準備金に328.3億円を繰り入れております。

ロ) 事業運営の経過及び成果

① 多様化する貿易保険ニーズへの取り組み

中長期保険の分野において、国の「インフラシステム海外展開戦略 2025」を踏まえ、政策的重要な案件や日本企業の戦略的海外展開に大きく貢献する案件について引受を行い、また、案件発掘や案件組成を目的として、積極的な取組みを推進する一方、中堅・中小企業の海外展開ニーズに応えるため、ソーシャルメディアなどを活用した新たな営業活動等を積極的に活用し、日本企業の輸出や

海外展開に必要な資金調達の支援を継続しました。

また、我が国企業の海外展開形態の軸足が輸出から投資へと移行していることを受けて、海外投資保険の利便性向上に向けた商品ニーズに対する検討や手続きの簡素化等に取り組みました。

② 貿易保険の利用拡大に向けた取組み

短期保険の分野においては、貿易保険の申込手続きに関する利便性向上のために不断の努力を行うとともに、主要顧客との間で包括保険制度の見直しに関する議論や意見交換等を断続的に実施しました。中長期保険の分野においては、コロナウィルス対応への支援や昨年 12 月に創設した LEAD イニシアティブに関わる案件組成への積極的な取組みや円滑な案件組成の促進に努めました。

また、貿易保険の普及と利用促進のため、Web を活用した各種セミナー、懇談会、説明会のほか、社長による記者会見を定例化し、新聞等の各種メディアへの記事掲載を通じて認知度の向上に取り組みました。中堅・中小企業支援では「中堅・中小企業海外展開支援ネットワーク」のもと、貿易保険の普及促進に努めました。海外投資保険においては、営業ツールの見直しによる営業力の強化、民間損害保険会社との間で締結した受再契約を通じた再保険ネットワークを活用した保険引受の拡大に取り組みました。

これらの活動により、貿易保険の年間引受実績社数は初めて目標の 900 社を超える 951 社となりました。

③ お客様に対するサービスの向上に関する取組み

お客様の満足度を把握し、その評価を事業運営に反映するため、顧客アンケートを実施しています。前期に実施したアンケート結果に基づいて、当期はよりきめ細かなお客様へのフィードバックを行うとともに、課題として挙げられた保険手続きの簡素化や負担軽減、情報連携を通じた部門間連携の強化に取り組みました。

④ 迅速・適切な査定・保険金支払いと保険事故防止に関する取組み

請求書受理から支払い完了までの期間（目標 1 ヶ月以内）については、平均査定日数 12.5 日（前期実績 13.4 日）と目標を大きく上回りました。保険金の支払に関するお客様からの照会については、全件について翌営業日までに回答を行いました。また、迅速かつ円滑な保険金支払いのため、通知書の記入要領の明確化や査定関連様式の改訂等を行い、お客様の利便性向上と負担軽減等を図りました。

⑤ 債権管理の強化

保険事故発生前から回収に至るまでを債権管理としてとらえ、組織横断的に案件のモニタリングや情報連携を行うことで、事故の防止、損失の防止軽減、保険金支払い後の回収対応まで円滑に行える体制を整え、債権管理を強化しました。

⑥ 外部機関との連携推進

日本政府との連携や国際的会合への参加を通じて当社の取組み紹介や意見交換

を積極的に行い、貿易保険の利用促進を図りました。

TICADVIIを受けたアフリカ貿易保険機構等との協力協定の運用を開始し、外国政府や政府機関等と政策対話や面談、国際開発金融機関との意見交換等のほか、新たな協力協定の締結等を通じて日本企業の輸出や事業参画のための環境整備に努めました。また、日本企業が参画するプロジェクトにおいては、プロジェクトに参画する外国企業とも様々な階層で定期的に、又は案件の進捗に応じて面談を実施し、重層的な関係強化に取り組み、日本企業の海外展開を支援しました。

海外における日系企業の取引支援においては、欧州復興開発銀行（EBRD）や国際金融公社（IFC）、多数国間投資保証機関（MIGA）との協力覚書を締結したことに加え、欧州投資銀行（EIB）との協力覚書（2018年度に締結）の適用第1号案件の引受を実現しました。

ハ) 組織運営の経過及び成果

① 強固なコーポレートガバナンスの実現

当社全体における業務の適正を確保するための体制については、後掲「7. 業務の適正を確保するための体制」をご覧ください。

当社では役職員全員で策定した「企業理念」（※）に基づいた行動が習慣化できるよう、その価値観の共有に努めており、「企業理念」および「行動指針」の定着と浸透を図るための研修を毎年実施しています。

※企業理念「私たちは、貿易保険事業を担う公的機関として、お客様に安心を提供することにより、我が国企業の対外取引の健全な発展に貢献し続けます。」

② 適切なリスク管理・財務管理の推進

リスク管理については、保険引受リスク管理の考え方、態勢及び管理の枠組みを規定した「保険引受リスク管理基本方針」に基づきリスク管理を実行するとともに、当年度の出再方針を策定のうへ出再実務を計画的に実行しました。また、統合的なリスク管理の取組み強化として、当社の経営において重要なリスクの洗出し・評価を行い、リスク認識を経営層にて共有したほか、統合的リスク管理基本方針の制定に向け、検討を進めました。さらに、外部有識者で構成される委員会（リスク管理アドバイザーグループ）より上記の重要なリスクの洗出し・評価および統合的リスク管理基本方針の検討内容について助言を受け、その結果を反映する等、リスク管理態勢の強化に努めました。

財務管理については、2020年2月に外部有識者で構成される委員会（資金運用アドバイザーグループ）の助言を得て変更・策定した「中期的運用方針」および「2020年度資金計画」に基づき、当年度を通じて安定的に資金運用を行ったほか、複数年度のキャッシュフロー予測に基づき適切な流動性水準を設定のうへ管理を行いました。

なお、当期において発覚した外国債券の運用および保険料の誤徴収にかかる法令違反事案については、4月9日付調査報告書において指摘された問題点と改善策の提言を受けて、再発防止の着実な実施に努めております。引き続き、適切かつ実効的な財務管理およびリスク管理態勢の整備・強化を重要な経営課題として推進してまいります。

③ ディスクロージャーの充実

ホームページ上では、貸借対照表をはじめとした計算書類のほか、見直し後の2019-2021年度中期計画及び2020年度計画、事業計画（第4期）、事業報告（第3期）、評価委員会の運営状況等について公表しました。年次報告書においては、巻頭企画を加える等、内容を更に充実させ、ディスクロージャーの拡充・推進に取り組みました。

④ 人的基盤の充実

人員計画に基づいた新卒及び中途採用を進め、職員数は前期末の196名から201名（3月31日時点）に増加しました。専門性の向上に向けたキャリアプラン及びキャリア支援策の策定や能力向上に向けた階層別研修を実施しました。多様な就労形態の促進のため、在宅勤務制度の見直しを行ったほか、臨床心理士による定期的なカウンセリング等により、職場環境の改善に取り組みました。

⑤ 情報システム環境の再構築と業務支援機能の強化

システム更改計画に沿って貿易保険情報システムのアプリ改修及び基盤更改を着実に実行しており、アプリ改修については、予定していた案件の対応をすべて完了しました。基盤更改についても、2021年9月の稼働を目指して順調に進めています。このほか、社内LAN・PC環境に係る基盤更改に合わせて、在宅勤務環境の整備を行いました。また、中途採用や社内異動による内部人材の増強と外部人材の活用によるシステム人材の充実、研修・教育による人材育成及び外部監査機関の活用による監査機能の充実等に継続的に取り組みました。

⑥ 海外拠点の活用

各海外事務所・支店では本店と連携して外国政府等との関係強化及び案件組成の支援等を行いました。また、各種国際会合やセミナー等に参加し、他国ECA等に関する情報収集に努めました。

二) 貿易保険事業の概況

① 財源構造

当社は、貿易保険事業収入（保険料・回収金）及び再保険事業収入（受再保険料）を基礎的財源としております。また、当該年度の運営資金及び保険金支払準備資金を除く余裕金については、貿易保険法第 29 条に定める国債等の安全資産により運用を行い、利息収入として副次的財源を得ております。なお、国際約束の履行上で必要なものと認められる会社の債権免除額については、国の予算で定める範囲内において、政府から交付金として副次的財源を得ております。

② 業務実績及び財務データと関連付けた事業説明

I. 統計データの作成方法について

(i) 短期・中長期の基準に係る BU ルールの適用

統計データの作成及び表示方法については、以下の BU ルール（BU：国際輸出信用保険機構）の区分に基づいております。

短期：1 年以内

中長期：1 年超（資本財は全て中長期として区分）

(ii) 引受実績の作成方針

引受実績については、保険契約締結日等の為替レートを適用して作成しております。

(iii) 責任残高の作成方針

責任残高については、保険契約締結日等の為替レートを適用し、外貨建対応の保険契約については、原則、事業年度末為替レートを適用して作成しております。

(注) 引受実績及び責任残高の計上は、当事業年度末の保険証券発行日までを対象としております。金利は契約時金利（責任残高のうち変動金利対応案件は事業年度末の金利）を適用して作成しております。また、掲載しているデータは、本報告書作成時点のデータに基づき作成したものです。

II. 貿易保険事業の概況

(i) 引受状況

引受実績は、再保険（受再）を含めた総額が前期比 4.1%増の 6,143,627 百万円となりました。

2020年度保険種別引受状況

(単位:百万円)

	元受・受再ベース		
		構成比	対前年 増減率
貿易一般保険	3,859,827	62.8	▲ 14.7
責任期間1年以内	2,052,303	33.4	▲ 27.0
責任期間1年超	1,807,525	29.4	5.3
限度額設定型貿易保険	15,118	0.2	38.6
中小企業・農林水産業輸出代金保険	14,562	0.2	6.6
簡易通知型包括保険	55,545	0.9	8.5
輸出手形保険	8,865	0.1	▲ 28.3
前払輸入保険	9,935	0.2	249.3
海外投資保険	622,834	10.1	3.5
貿易代金貸付保険	36,565	0.6	▲ 81.5
海外事業資金貸付保険	1,378,107	22.4	226.5
再保険	53,883	0.9	208.4
日系企業取引信用保険	88,388	1.4	97.1
合計	6,143,627	100.0	4.1

引受実績を地域別にみると、受再を含む元受ベースで、アジア向けが 2,949,704 百万円と最も大きく全体の 45.2%を占め、次にアフリカ向けが 685,523 百万円、ヨーロッパ向けが 683,404 百万円となりました。

2020年度地域別引受状況

(単位:百万円)

	元受・受再ベース		
		構成比	対前年 増減率
アジア	2,949,704	45.2	▲ 13.8
中東	566,818	8.7	13.3
ヨーロッパ	683,404	10.5	▲ 12.4
北米	645,106	9.9	162.3
中米	411,231	6.3	▲ 23.7
南米	454,955	7.0	31.8
アフリカ	685,523	10.5	92.8
オセアニア	53,872	0.8	▲ 26.1
国際機関	71,842	1.1	342.9

(注1) 国別計上の方法：船前…仕向国。船後…支払国、但し、保証が付されている場合は保証国・保証国際機関。

(注2) 仕向国と支払国の双方に引受実績が計上されているため、保険種別引受状況の合計額とは一致しない。

(ii) 責任残高

当期末の責任残高は、前期比 1.1%増の 12,724,503 百万円となりました。

2020年度保険種別責任残高

(単位:百万円)

	元受・受再ベース		
		構成比	対前年 増減率
貿易一般保険	5,278,555	41.5	▲ 11.6
責任期間1年以内	1,925,810	15.1	▲ 16.0
責任期間1年超	3,352,745	26.3	▲ 8.8
限度額設定型貿易保険	19,077	0.1	44.4
中小企業・農林水産業輸出处金保険	4,893	0.0	9.0
簡易通知型包括保険	19,202	0.2	76.6
輸出手形保険	2,536	0.0	▲ 33.8
前払輸入保険	9,796	0.1	326.3
海外投資保険	1,697,292	13.3	5.9
貿易代金貸付保険	778,010	6.1	▲ 6.5
海外事業資金貸付保険	4,084,100	32.1	21.3
再保険	730,606	5.7	▲ 0.9
日系企業取引信用保険	100,435	0.8	114.6
合計	12,724,503	100.0	1.1

2020年度地域別責任残高

(単位:百万円)

	責任残高		
	元受・受再ベース		
		構成比	対前年 増減率
アジア	6,241,627	47.2	▲ 3.4
中東	1,551,671	11.7	▲ 7.3
ヨーロッパ	1,047,275	7.9	18.2
北米	1,076,438	8.1	21.4
中米	324,080	2.5	▲ 27.1
南米	734,267	5.6	29.9
アフリカ	1,081,938	8.2	18.6
オセアニア	426,080	3.2	▲ 18.1
国際機関	727,950	5.5	▲ 7.6

- (注1) 受再を含む。
(注2) 国際機関の支払い保証が付されている場合は、別枠に計上。
(注3) 国別計上の方法：船前…仕向国。船後…支払国、但し、保証が付されている場合は保証国・保証国際機関。
(注4) 仕向国と支払国の双方に責任残高が計上されているため、保険種別責任残高の合計額とは一致しない。

<参考データ>

(i) 引受実績の経年比較

(単位:百万円)

元受・受再ベース	引受実績					
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	構成比
貿易一般保険	5,344,820	5,915,423	5,030,034	4,526,832	3,859,827	62.8
責任期間1年以内	2,745,229	3,093,390	2,908,306	2,810,763	2,052,303	33.4
責任期間1年超	2,599,591	2,822,033	2,121,728	1,716,069	1,807,525	29.4
限度額設定型貿易保険	5,308	8,115	7,443	10,907	15,118	0.2
中小企業・農林水産業輸出代金保険	9,640	8,449	9,812	13,656	14,562	0.2
簡易通知型包括保険	47,106	51,963	58,024	51,207	55,545	0.9
輸出手形保険	12,255	11,823	13,023	12,358	8,865	0.1
前払輸入保険	98	981	214	2,844	9,935	0.2
海外投資保険	401,538	641,568	712,045	601,782	622,834	10.1
貿易代金貸付保険	61,898	138,372	37,083	197,823	36,565	0.6
海外事業資金貸付保険	366,722	422,123	342,565	422,132	1,378,107	22.4
再保険	50,176	69,831	47,243	17,469	53,883	0.9
日系企業取引信用保険	35,121	46,139	38,976	44,843	88,388	1.4
合計	6,334,680	7,314,788	6,296,462	5,901,854	6,143,627	100.0

(ii) 保険料収入の経年比較

保険料収入は、前期比 24.4%減となりました。

(単位:百万円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
保険料収入	46,516	56,117	29,362	42,127	31,852

(注1) 保険責任発生時点で計上された数値。

(iii) 支払保険金の経年比較

支払保険金は、前期比 59.6%減となりましたが、損失等発生通知の件数は大幅に増加しました。

(単位:百万円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
非常事故	1,000	214	6,923	36,578	4,071
信用事故	6,782	19,029	26,573	20,482	19,005
合計	7,782	19,243	33,497	57,060	23,076

(注1) 外貨建対応の保険契約については、原則、保険金支払日の為替レートを適用。

(iv) 回収金の経年比較

(単位:百万円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
回収金額	44,468	31,271	31,121	31,197	23,458

(v) 責任残高

外貨建対応の保険契約について、各事業年度末の為替レートを適用した責任残高の保険種別・地域別の経年比較は以下のとおりとなります。

保険種別責任残高の経年比較

(単位:百万円)

元受・受再ベース	2016年度末	2017年度末	2018年度末	2019年度末	2020年度末	構成比
貿易一般保険	7,446,773	7,538,669	6,994,430	5,968,467	5,278,555	41.5
責任期間1年以内	2,649,163	2,497,946	2,417,727	2,291,738	1,925,810	15.1
責任期間1年超	4,797,610	5,040,723	4,576,703	3,676,729	3,352,745	26.3
限度額設定型貿易保険	7,313	9,868	11,383	13,211	19,077	0.1
中小企業・農林水産業輸出代金保険	3,028	2,817	3,817	4,491	4,893	0.0
簡易通知型包括保険	11,879	13,003	16,415	10,874	19,202	0.2
輸出手形保険	3,283	3,556	3,224	3,831	2,536	0.0
前払輸入保険	0	979	208	2,298	9,796	0.1
海外投資保険	1,460,533	1,528,398	1,596,806	1,602,810	1,697,292	13.3
貿易代金貸付保険	922,836	866,474	923,657	831,832	778,010	6.1
海外事業資金貸付保険	3,439,069	3,549,807	3,608,086	3,365,701	4,084,100	32.1
再保険	782,784	773,622	789,886	737,006	730,606	5.7
日系企業取引信用保険	38,390	53,494	40,265	46,803	100,435	0.8
合計	14,115,888	14,340,688	13,988,179	12,587,322	12,724,503	100.0

地域別責任残高の経年比較

(単位:百万円)

	2016年度末	2017年度末	2018年度末	2019年度末	2020年度末	構成比
アジア	6,941,039	6,896,936	6,926,035	6,463,037	6,241,627	47.2
中東	2,198,618	2,050,197	1,945,372	1,673,822	1,551,671	11.7
ヨーロッパ	1,105,592	1,070,642	930,638	885,666	1,047,275	7.9
北米	912,846	977,828	984,054	886,348	1,076,438	8.1
中米	755,757	769,735	653,945	444,834	324,080	2.5
南米	767,445	695,229	685,649	565,177	734,267	5.6
アフリカ	751,177	965,515	952,503	911,884	1,081,938	8.2
オセアニア	725,637	654,853	624,052	520,348	426,080	3.2
国際機関	282,677	1,084,413	868,089	787,432	727,950	5.5

(注1) 受再を含む。

(注2) 国際機関の支払い保証が付されている場合は、別枠に計上。

(注3) 国別計上の方法：船前…仕向国。船後…支払国、但し、保証が付されている場合は保証国・保証国際機関。

(注4) 仕向国と支払国の双方に責任残高が計上されているため、保険種別責任残高の合計額とは一致しない。

(2) 資金調達等についての状況

イ) 資金調達

該当事項はありません。

ロ) 設備投資

当期に行った設備投資等は、次のとおりです。

① 設備投資総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	2,993
---------	-------

② 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	金額
貿易保険情報システムアプリケーション改修及び基盤更改	2,195

(注) 重要な設備の新設等の金額は設備投資総額の内数であります。

ハ) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当事項はありません。

ニ) 他の会社（外国会社を含む。）の事業の譲受け

該当事項はありません。

ホ) 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該株式会社が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

ヘ) 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

(3) 直近三事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分	2018年度 第2期	2019年度 第3期	2020年度 (当期)
経常収益	41,551	67,958	51,781
経常利益（又は経常損失）	1,772	△1,600	△1,200
当期純利益（又は当期純損失）	△8	△12	△7
純資産額	794,887	794,875	794,868
総資産	1,726,083	1,739,569	1,779,117

(4) 課題への対処

イ) 中期経営計画（2019-2021年度）

当社では、「企業理念」及び「4つの柱」に基づき、2019年3月27日の取締役会において、中期経営計画（2019-2021年度）を決定しましたが、事業環境の変化を受けて、2020年12月、同中期経営計画の見直しを実施しました。「企業理念」、「4つの柱」及び見直し後の「中期経営計画」の内容は次のとおりです。

<企業理念>

私たちは、貿易保険事業を担う公的機関として、お客様に安心を提供することにより、我が国企業の対外取引の健全な発展に貢献し続けます。

<4つの柱>

- (1) サービスの質を向上し、より多くのお客様に安心を提供する
- (2) 国の政策実現に貢献する
- (3) より魅力ある職場を創る
- (4) 長期安定的な事業運営のための基盤を充実させる

<中期経営計画（2019-2021年度）>

- (1) サービスの質を向上し、より多くのお客様に安心を提供する
 - ① 輸出保険（包括保険）について、お客様に継続して利用されるよう、ニーズの把握、商品・サービスの不断の見直しを行う。
 - ② 輸出保険（S/C含む）について、提携金融機関や民間損保会社との連携・協力を強化することで、これまで利用のないお客様を含め利用を促進する。
 - ③ 海外投資保険について、民間損保会社との連携の枠組みの構築や募集ツールの充実等を通じて利用企業の裾野を広げる。ニーズにあわせた商品性の改善と簡素化に努め、利用の拡大につなげる。

- ④ 融資保険について、インフラ輸出等を後押しするため、市場ニーズを踏まえた商品開発・制度改正等を行う。
- ⑤ 保険金の支払い段階におけるお客様の満足度を向上させる。
- ⑥ ホームページ等を通じて広報活動を行い、お客様にわかりやすく効果的な情報提供を行う。
- ⑦ 顧客アンケート等を通じて PDCA を実施し、顧客向けサービスの質を向上させる。

(2) 国の政策実現に貢献する

- ① インフラ輸出等を後押しするため市場ニーズを踏まえた商品開発・制度改正を行う。
- ② インフラプロジェクトなど政策的に重要度の高い案件の組成を支援し、積極的な引受を行う。

注：重点分野に属する案件

1) 政策的重要度が高い案件

- ・ 質の高いインフラ輸出／海外事業参画
- ・ 資源・エネルギー・食糧の安定供給源確保
- ・ 先進的環境・安全技術の輸出／海外事業参画（省エネ・環境改善に資するプロジェクト）
- ・ その他、日本企業の有する高い技術力を活かした製品・サービスの輸出／海外事業参画

2) 日本企業の戦略的海外展開に大きく貢献する案件

- 3) 他国／国際公的金融機関との協調案件で、国際的な重要性が認められるもの、あるいは NEXI の国際的な認知度向上・協力関係の構築に寄与するもの。

- ③ 中堅・中小企業の海外取引・農林水産業の輸出を一層支援する。

(3) より魅力ある職場を創る

- ① 職員研修等を通じて企業理念や行動指針を浸透させる。
- ② 社外への出向、研修先の拡大を含むキャリアプランの作成とその着実な実施を通じて、職員の活躍の場を広げる。
- ③ 在宅勤務制度の活用を広げ、多様な働き方が可能な職場環境を実現する。
- ④ 職員アンケートを通じた PDCA を実施し、職場環境を改善する。

(4) 長期安定的な事業運営のための基盤を充実させる

- ① 現行の保険システムに替わるシステムを構築し、2021 年度中を目途に稼働させ

る。並行して、システム部門の体制の強化を図るとともに IT 環境の整備に取り組む。

- ② リスク量計測の高度化を進める。また、定量分析をベースとしてリスク集中が予想される国・債務者・セクターへの対応方針を経営レベルで議論、引受方針等への反映を可能にする枠組みを構築する。さらに、リスク分析に基づき個別案件の初期相談の段階から引受条件（引受可能額・シェア等）が判断できるようルール化の検討を進める。
- ③ 統合的なリスク管理に関してより体系的な運営の枠組みを構築し、自律的な PDCA を持続的に推進する。
- ④ バイヤー格付けの精度を一層向上させ、より企業の信用状況に即したきめ細かい与信枠設定を行う。
- ⑤ カントリーリスクに対する情報収集・分析力を向上させつつモニタリングを強化し、国際情勢の変化を引受方針や引受審査に適切に反映させる。
- ⑥ 人員について、将来的に 200 名程度の規模とすることを念頭に、年齢構成にも配慮した中期的な人員計画を策定、計画的な採用を進める。また、特に、案件組成をリードできるような PF 人材、IT システム、リスク管理（出再含む）、資金管理、環境審査の各分野における人材育成計画（処遇を含む）を確立し、確保・育成を開始する。
- ⑦ CG 部内でリスク量計測方法を分析し、将来的な CF 分析や外貨保有高を検証、負債サイドのリスク変動を合理的な方法で反映した流動性維持目安を算出できる体制を構築するとともに、資金計画に係る担当部署・システムの一元化などを検討し、出来るものから段階的に実施し、資金管理に係る仕組みを強化する。
- ⑧ コロナ禍の中で保険事故に至る前の案件モニタリングを含む債権管理体制を強化するとともに、特に主要な回収案件について 2021 年度までに 18.9%の回収を実現する。

ロ) システム入札に係る不正事案に対する課題

2018 年度に発生したシステム入札にかかる不正事案を受けた再発防止策を引き続き着実に実施しています。特に、システム部門は次の項目を実施し体制強化を進めています。

- ① 内部人材の増強と外部人材の活用
- ② プロジェクト管理の能力向上に向けた研修・教育の充実
- ③ 監査法人による第三者評価

また、次期貿易保険システム開発については、2019 年度に策定した更改計画の着実な実施に取り組んでいます。

ハ) 法令遵守の徹底

当社では、外貨建資金の運用のため2018年11月より取得・保有していた外債の一つが経済産業省令で保有が認められている「外国政府及び国際機関の発行する有価証券」には該当しないことから、法令遵守の観点から当該債券を売却することとし、2021年2月22日に売却を完了しました。さらに、外部弁護士による調査委員会を設置して、本件についての原因究明を行い再発防止策の検討を行うとともに、他にも法令遵守に疑義のある行為が行われていないかについて徹底的な調査・検証、再発防止策の検討を進めたところ、過去に保険料の誤徴収があった事実が判明し、3月4日に公表しました。これは経済産業大臣への届出事項である貿易保険の保険料率などを定める料率規程と、この内容に従って構築されるべき業務システムの設計書との間で一部の端数処理の計算に関して内容の齟齬が生じていたものです。当社としては、上記2つの事案を深刻に受け止めるとともに、4月9日付調査報告書を受けて、以下のとおり、しかるべき再発防止策の実施を徹底しています。

1. 外債保有問題について

- ① 決裁ラインの高度化・重層化（資金運用は社長決裁とすること（従前は担当取締役の決裁）および資金運用の決裁に法務専門家を加えた外部委員会による事前承認を得ること）
- ② 購入可能な対象債券リストを証券会社と共有すること（従前は証券会社からの提案に基づき購入）
- ③ 資金運用担当者に対する研修を計画・実施すること
- ④ 法務を統括する部署の新設（コーポレートガバナンス部に社内弁護士を長とする法務・コンプライアンスグループを設置）
- ⑤ 業務執行と管理・チェック機能の分離（財務グループをコーポレートガバナンス部から総務部に移管）

2. 保険料誤徴収問題について

- ① 料率規定の改訂作業時の際の確認・検証（改訂が終了した段階で料率規程と保険料算出方法書、システムに実装されたプログラムの内容との整合性について検証すること）
- ② 事後的な検証の実施（システムのプログラム自体を事後的に上記検証者とは別の者により検証すること）
- ③ 業務マニュアルの点検及び運用の見直し（保険料率に係る従来の業務フローの適切性について、関係するグループの間で保険料率の改訂に関する業務マニュアルの点検を実施すること）

3. 法令遵守体制について

- ① コーポレートガバナンス委員会の見直し
- ② 業務マニュアルの点検及び運用の見直し
- ③ 第2線（チェック機能）、第3線（内部監査）の人員強化
- ④ 企業風土・文化・意識の改革

(5) 主要な事業内容

イ) 法人の目的

株式会社日本貿易保険は、対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を行うことを目的としております。（貿易保険法第3条）

ロ) 業務内容

当社は、貿易保険法第3条の目的を達成するため以下の業務を行います。

- 一. 貿易保険法第3章の規定による貿易保険の事業を行うこと。
- 二. 上記業務に附帯する業務を行うこと。
- 三. 貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険（再保険を含む。）の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、これらの者が負う保険責任につき再保険を引き受けること。
- 四. 貿易保険以外の保険（通常の保険を除く。）であって対外取引の健全な発達を図るために必要なものとして政令で定めるものの引受けを行う本邦法人を相手方として、当該保険の引受けによって当該法人が負う保険責任につき再保険を引き受けること。
- 五. 貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険（再保険を含む。）の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、貿易保険法により日本貿易保険が負う保険責任につき再保険を行うこと。

ハ) 沿革

- 1999年 7月 独立行政法人通則法成立
- 1999年12月 貿易保険法等の一部を改正する法律成立
- 2001年 4月 独立行政法人日本貿易保険 設立
- 2015年 7月 貿易保険法等の一部を改正する法律成立
（2017年4月から政府全額出資の特殊会社へ移行）
- 2017年 4月 株式会社日本貿易保険 設立

（参考）1950年3月 輸出信用保険法（現 貿易保険法）成立以降、貿易保険事業は2001年3月末まで経済産業省にて運営

ニ) 設立根拠法

貿易保険法(昭和25年法律第67号)

ホ) 主務大臣

経済産業大臣

(6) 主要な営業所及び使用人の状況

イ) 主要な営業所の状況

本店 : 東京都千代田区西神田三丁目8番1号 千代田ファーストビル

大阪支店 : 大阪府大阪市中央区北浜三丁目1番22号

海外支店・事務所: シンガポール支店、パリ事務所、ニューヨーク事務所

ロ) 使用人の状況

区分	前期末	当期末	当期増減 (△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続 年数	平均給与 月額
職員	196名	201名	5名	43.7歳	7.5年	693千円

(注1) 職員には、当社から他社への出向者及び他社から当社への出向者を含んでおります。

また、休職者を含み、臨時事務職員及び再雇用職員(短時間勤務)は含んでおりません。

(注2) 職員には、執行役員4名を含んでおります。

(注3) 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、(注1)に記載の職員のうち、年度途中の入退社及び休職者等を含んでおりません。

(注4) 平均給与月額には、賞与を含んでおります。

(注5) 上記記載の金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(9) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め(会社法第459条第1項)

があるときの権限の行使に関する方針

該当事項はありません。

- (10) その他会社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	普通株式	60,000,000 株
発行済株式の総数	普通株式	15,000,000 株

(2) 当年度末株主数

普通株式 1 名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
財務大臣	15,000,000 株	100%

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
黒田 篤郎	代表取締役社長 CEO、内部監査	
仲田 正史	代表取締役副社長 コーポレートガバナンス部、業務・IT 統括室、特定取締役（会社法施行規則第 132 条 4 項及び会社計算規則第 130 条 4 項）及びこれに関する業務、CIO	
和田 圭司	常務取締役 審査部、債権業務部（債権業務部長 兼任）	
寺村 英信	常務取締役 企画室、営業第一部、営業第二	

	部、大阪支店	
寺本 秀雄	取締役 (社外取締役)	第一生命ホールディングス株式会社 代表取締役副会長執行役員
中村 恵司	常勤監査役	
大塚 章男	監査役 (社外監査役)	筑波大学法科大学院教授 大塚総合法律事務所所長・弁護士
松井 智予 (現姓:山本)	監査役 (社外監査役)	東京大学大学院法学政治学研究科教授

(注1) 取締役寺本秀雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注2) 監査役大塚章男氏及び監査役松井智予氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

氏名	責任限定契約の内容の概要
寺本 秀雄	会社法第427条第1項及び定款の規定により、同法第423条第1項の責任について、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約
中村 恵司 大塚 章男 松井 智予	会社法第427条第1項及び定款の規定により、同法第423条第1項の責任について、監査役がその職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約

(3) 取締役及び監査役に対する報酬等の額

区分	支給人数	報酬等
取締役	5名	95百万円
監査役	3名	32百万円
計	8名	128百万円

(注1) 上記の報酬等の額には、取締役及び監査役に対する役員賞与引当金繰入額10百万円（取締役8百万円、監査役1百万円）が含まれています。

(注2) 上記の報酬等の額以外に、取締役及び監査役に対する役員退職慰労引当金繰入額として、5百万円（取締役4百万円、監査役1百万円）を計上しております。

(注3) 上記記載の金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(4) 社外役員に関する事項

イ) 社外役員の兼職その他の状況

取締役寺本秀雄氏は、第一生命ホールディングス株式会社代表取締役副会長執行役員を兼職しておりますが、兼職先と当社の間には、開示すべき関係はありません。

監査役大塚章男氏は、筑波大学法科大学院教授、大塚総合法律事務所所長・弁護士を兼職しておりますが、兼職先と当社の間には、開示すべき関係はありません。

監査役松井智予氏は東京大学大学院法学政治学研究科教授を兼職しておりますが、兼職先と当社の間には、開示すべき関係はありません。

ロ) 社外役員の主な活動状況

氏名	取締役会等への出席状況発言その他の活動状況
寺本 秀雄	当事業年度に開催された取締役会13回のうち、13回に出席。 生命保険会社での役員としての経験と識見に基づいて、議案・審議等につき、必要な発言を適宜、行っています。
大塚 章男	当事業年度に開催された取締役会13回のうち、11回に出席、また、監査役会12回のすべてに出席。 企業法務の研究者・実務家としての観点から議案・審議等につき、必要な発言を適宜、行っています。
松井 智予	当事業年度に開催された取締役会13回のうち、12回に出席、また、監査役会12回のすべてに出席。 企業法務の研究者としての観点から議案・審議等につき、必要な発言を適宜、行っています。

ハ) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	当社からの報酬等の額	親会社等又は当該親会社等の子会社等からの役員報酬等
報酬等の総額等	3名	25百万円	該当事項はありません。

(注1) 上記記載の金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

ニ) 社外役員の意見

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人	監査証明業務 18	
指定有限責任社員	報酬等計 18	
公認会計士 横澤 悟志		
公認会計士 河野 祐		
公認会計士 廣瀬 文人		

(注) 当監査役会は、当社第4期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の事業年度における会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条、監査役会規則第17条に基づき、会計監査計画の監査日数及び前期の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額に対する同意を決議しました。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当する場合においては、監査役の全員の同意によって、会計監査人を解任することを検討します。

監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断して適正な監査を遂行することが困難であると認められる場合には監査役会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 業務の適正を確保するための体制

(1) 会社法施行規則第118条第2号に対応する決議の内容の概要

当社は会社法及び会社法施行規則に基づいた「内部統制基本方針」を制定しており、同方針のもと、業務の適正を確保するための体制を確保しております。本方針の内容は次のとおりです。

(年度末現在※)

1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
会社は取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、以下のとおり定める。
 - (1) 代表取締役を取締役会で選定する。
 - (2) 業務執行取締役を取締役会で選定する。
 - (3) 執行役員制度を導入する。
 - (4) 社外取締役を置く。
 - (5) 毎月及び必要に応じて臨時に取締役会を開催し、取締役会は重要な業務の執行を決定するとともに、取締役の職務の執行の状況について報告を受ける。
 - (6) 代表取締役、業務執行取締役及び執行役員等で構成する経営会議を設置し、経営に関する重要事項について協議・報告を行う。
 - (7) 取締役会の諮問機関として、定款により社外有識者で構成される評価委員会を設置し、事業が適切かつ効率的に行われているかという観点から業務及び運営の評価を行うとともに、役員人事の公平性及び透明性の確保を目的に取締役及び監査役の候補者の評価・審査を行う。
 - (8) 会社は、取締役会の決議に基づく業務の執行を効率的に行うため、組織規則、決裁規則その他の組織体制等に関する内部規則類の整備を行い、業務執行を適切に分担する。
 - (9) 取締役会への職務執行状況報告については、会社の主要な業績評価指標（KPI）を含む内容の報告を行う。
 - (10) 会社の内部規則類は内部統制基本方針に従って作成・改訂する。
2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 会社は、取締役及び使用人（派遣労働者を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款（以下「法令等」という。）に適合することを確保するため、コンプライアンスに関する内部規則類を定め、取締役及び使用人に周知する。
 - (2) 会社は、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うことを目的のひとつとして、コーポレートガバナンス委員会を置く。
 - (3) 会社は、コンプライアンスに関する責任者を置く。
 - (4) 会社は、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度及び外部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
 - (5) 会社は、機密情報管理規則、情報セキュリティポリシーその他の情報管理に関する内部規則類を定め、機密情報及び情報資産を適切に保存し管理する体制を整

備する。

- (6) 会社は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当な要求を断固として拒絶する。

3. 損失の危険の管理に関する規則その他の体制

- (1) 会社は、業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理を統合的に行うための組織体制等について、内部規則類を定め、各種リスクに関して適切にリスク管理を行う。
- (2) 会社は、保険引受リスクの管理においては、個々の引き受けに際して国・信用リスク審査による引受審査を徹底すると共に、集中リスクシナリオを設定・分析し、財務の健全性を検証する。加えてVaRでリスク量を計測し、想定を超える保険金支払いに備える。
- (3) 会社は、会社が引き受ける特殊なリスクの保険責任を履行する上で、健全な財務状態を確保することが極めて重要であることに鑑み、財務の健全性を確保するための管理体制を整備する。
- (4) 会社は、リスク管理を含む内部管理における重要な事項について、内容に応じて経営会議またはコーポレートガバナンス委員会において審議する。また、各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置く。
- (5) 会社は、取締役会への助言を求めため、リスク管理及び資金管理に関するアドバイザリーグループを設置する。
- (6) 会社は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ業務継続計画その他の危機管理に関する内部規則類を定め、危機管理の態勢整備に努める。会社は、危機事象が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する内部規則類に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

会社は、取締役会等の重要会議の議事録及び関連資料その他、取締役及び執行役員が職務執行に係る情報に関する規則を定め、これらを適切に保存及び管理する。

5. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 会社は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規則その他の内部監査に関する内部規則類を定める。
- (2) 会社は、被監査部門から独立し、内部監査に関する事務をつかさどる監査部署を

置く。

(3) 監査部署は、監査役及び会計監査人と必要な情報交換及び連携を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

6. 監査役の監査に関する体制

会社は監査役の監査の実効性を確保するため、以下の体制を整備する。

6-1 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

(1) 会社は、監査役の職務を補助する組織として監査役会事務局を設置する。監査役会事務局には、監査役の求めに応じて使用人（以下「監査役会事務局員」という。）を配置する。

(2) 会社は、監査役による監査役会事務局員への指示の実効性を確保するため、監査役会事務局員に対し監査役の指示にのみ従い職務に従事させる。ただし、監査役会事務局員が監査役会事務局以外の部署の職を兼務する場合には、次の各号の点を明らかにした書面により、兼務について事前に監査役会の同意を得る。

- ① 監査役会に対し当該監査役会事務局員が他の部署の職を兼務しなければならない合理的な理由を明らかにすること
- ② 当該監査役会事務局員は、監査役の職務を補助する業務に関しては、監査役の指揮命令に服し、兼務先の部署の指揮命令を受けないこと
- ③ 当該監査役会事務局員が兼務先で従事し、兼務先の部署の指揮命令を受ける業務の範囲を明示的に限定すること
- ④ 当該監査役会事務局員は、監査役の職務に関する情報を他の部署と共有しないこと
- ⑤ 当該監査役会事務局員は、監査役による監査の実効性確保を妨げないよう、兼務先の部署の業務よりも監査役の職務を補助する業務を常に優先すること
- ⑥ 監査役会は必要と認める場合には兼務の同意を撤回することが可能であること

(3) 会社は、監査役会事務局員の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の同意を得る。

6-2 監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役にただちに報告する。

(2) 会社は、前項に基づき報告を行った取締役及び使用人に対し、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いを一切行わない。

6-3 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、取締役及び使用人に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた取締役及び使用人は、その求めに応じて速やかに報告しなければならない。

(2) 監査役は、取締役会に出席する他、経営会議その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べることも、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。

(3) 監査役は、コンプライアンスを担当する部署及び内部監査部署に協力を求めることができる。

(4) 会社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、監査役の職務の執行に必要なでないことを証明したときを除き、これを支払うものとする。

※ 2021年4月に改正しております。改正後の内容については、当社HPをご確認ください。

(2) 体制の運用状況の概況

イ) 取締役の職務執行

取締役会は、5名の取締役で構成しており、うち1名を社外取締役としています。

当事業年度においては、監査役が出席する取締役会を13回開催し、業務執行に係る重要事項を決定しました。また、経営会議を21回開催し取締役会に付議される予定の事項、取締役会より検討を指示された事項、及びその他業務執行に関する重要な課題について審議及び報告を行いました。

代表取締役及び業務を執行する取締役は、取締役会において定期的にその職務執行状況についての的確に報告しました。

ロ) リスク管理、コンプライアンスに対する取組み

当期は、統合的なリスク管理の強化を目的として、リスク種類（保険引受リスクや市場リスク等）を網羅した重要なリスクの洗い出しと評価を実施したほか、統合的リスク管理基本方針の策定に向けた検討を進めました。また、外部有識者で構成される委員会（リスク管理アドバイザーグループ）において、リスク管理の現状や態勢整備・強化等に関する諮問を行ったほか、上記二つの取組みおよび引受審査態勢について助言を受けました。保有する保険引受リスクについては、引き続きその内容や規模、集中度の状況を定期的に取締役会で確認し、出再等を通じて適切な管

理を推進したほか、リスク量計測手法の高度化に着手するなど、適切なリスク管理強化への取組みを進めました。

コンプライアンスに関しては、内部管理における重要事項を審議するコーポレートガバナンス委員会を10回開催し、発生した事務ミス等の事案の問題解決や再発防止、コンプライアンス年度計画(コンプライアンス・プログラム)推進に関する審議を行いました。引き続き、コンプライアンス・プログラムの実施や研修開催等を通じて役職員への徹底を図ったほか、募集文書管理について検討を開始しました。

なお、当期に発覚した外国債券の運用および保険料の誤徴収にかかる法令違反事案については、4月9日付調査報告書において指摘された問題点と改善策の提言を受けて、再発防止の着実な実施に努めております。

このうち、資金運用については、資金運用を担当する財務グループを、コーポレートガバナンス部から総務部に移管し、第1線と第2線の所管の分離をより明確に図ったほか、資金運用に関するアドバイザーグループの機能を拡充することで、資金運用に関するガバナンス強化を図りました。コンプライアンス・法令遵守については、コーポレートガバナンス部に法務・コンプライアンスグループを新たに設置し、統括的に法令遵守体制をチェックする態勢を強化しました。

また、会社全体の内部統制強化を狙いとして、コーポレートガバナンス委員会について、社長の諮問機関から取締役会の諮問機関として位置づけを変更し、内部統制状況の検証を行う態勢としました。

引き続き、上記の再発防止の着実な実施と、財務管理を含む実効的なリスク管理態勢の整備・推進および内部統制・コンプライアンス強化を重要な経営課題として推進してまいります。

ハ) 内部監査の実施

当社は内部監査規則に基づき、業務の適正性及び健全性を確保するため組織上及び業務遂行上の独立性を確保した内部監査グループを設置しております。内部監査等を通じて、内部統制基本方針に基づく内部統制体制の構築・運営状況を確認しております。さらに、内部監査グループは内部監査の効率的な実施のため、監査役・会計監査人と適宜意見・情報交換を行っております。

ニ) 監査役監査

当社は3名の監査役で監査役会を組織し、会社法で定めるとおり、半数以上(2名)の社外監査役によって独立性を強化しております。監査役は、取締役会その他重要な会議に出席しており、主に法令や定款の遵守に係る見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

また、監査役は、代表取締役、取締役と定期的に会合を実施し、意見交換を行っております。

8. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

10. その他重要な事項

該当事項はありません。

附属明細書（事業報告関係）

（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

1. 役員について重要な兼職状況の明細
事業報告「4. 会社役員に関する事項」に記載のとおりです。
2. 事業報告の内容を補足するその他の重要な事項
該当事項はありません。

以上